

2025年度実施・2026年度採用

## 明石市職員採用試験案内

### 臨時用務員（学校）

|      |                            |  |
|------|----------------------------|--|
| 試験日  | 適性検査                       | 2026年1月24日(土)または25日(日)<br>※ 1月24日(土)を予定していますが、応募人数により1月25日(日)も試験日とし、どちらか一日での受験となります。(受験日の希望はできません。)<br>※ 臨時用務員(幼稚園・保育所)との同時申込はできません。 |
|      | 個別面接                       |  |
| 試験会場 | 明石市役所                      |  |
| 受付期間 | 2025年12月9日(火)～2026年1月9日(金) |  |

## 1 募集内容

| 職種            | 採用予定人数    | 職務内容  | 勤務場所                         | 受験資格                          |
|---------------|-----------|---|------------------------------|-------------------------------|
| 臨時用務員<br>(学校) | 19名<br>程度 | 学校管理業務<br>(清掃業務、樹木・草花の手入れ、電話対応、来客への湯茶等の対応、書類や備品の整理・整頓、施設の簡易な修理、市役所と学校の相互定期連絡業務、印刷業務 など) | ・小学校<br>・中学校<br>・高校<br>・養護学校 | ・1961年<br>(昭和36年)4月2日以後に生まれた人 |

※ 外国人の受験資格については、永住許可を受けている人に限ります。

## 2 任用期間等

|                        |  |
|------------------------|--|
| 身分                     | 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号）   |
| 任用期間                   | 2026年4月1日から2029年3月31日まで<br>(最長3年間)<br>※ 1年ごとの勤務成績によって再度の任用を行います。<br>※ 任期中に65歳に達する場合は、65歳となる年度末までを任用期限とします。 |
| 条件付採用                  | 採用後1か月間は、地方公務員法第22条の規定に基づき条件付採用とし、その間、職務を良好な成績で遂行したときに正式採用とします。なお、再度の任用の都度、同様の取扱いとなります。                    |
| 任用期間の満了後に引き続き勤務を希望する場合 | 任用期間の最終年度に再度試験を受験し、合格した場合は引き続き勤務することが可能です。   |

## 3 試験合格から採用まで

合格基準を満たした人を、採用候補者名簿（有効期限：2027年3月31日まで）に成績上位順に登載し、上位の人から順次採用します。

**採用予定者は、2026年2月25日（水）に健康診断**を行い、勤務に支障がないと認めるときは、採用します。

なお、職員の退職など、年度途中で欠員が生じた場合には、4月1日以降、採用候補者名簿の成績上位者から順次、健康診断を行い、勤務に支障がないと認めるときは、採用します。

ただし、採用候補者名簿に登載されても、採用されない場合があります。

## 4 試験内容等

| 試験日               | 内 容                | 場 所   |
|-------------------|--------------------|-------|
| 1月24日（土）または25日（日） | 適性検査（言語・計算・読図・読解等） | 明石市役所 |
|                   | 個別面接               |       |

※ 1月24日（土）を予定していますが、応募人数により1月25日（日）も試験日とし、どちらか一日での受験となります。（受験日の希望はできません。）

※ 集合時刻等、試験日の詳細については、申込期間終了後に郵送でお知らせします。

## 5 試験結果発表

| 発表時期 | 発 表 方 法  |
|------|--|
| 2月中旬 | 受験者全員に文書で通知します。また、採用候補者名簿登載者の受験番号を明石市教育委員会のホームページに掲載します。 |

## 6 勤務条件、給与等

### (1) 給与

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 基本給：月額（給料月額＋地域手当） | 208,115円（年収約345万円） |
|-------------------|--------------------|

※ 上記の月額及び年収は2025年12月1日現在のものであり、給与改定等を受けて変更されることがあります。

※ 年収は、年2回の賞与が満額割支給された場合の金額です。採用初年度は、在職期間が短いため、年2回の賞与とも支給割合が下がりますので、年収は約311万円となります。

- ① 上記の他、時間外・休日勤務手当、通勤手当等を、条例等に基づき支給します。
- ② フルタイムの会計年度任用職員として継続して6月を超えて勤務したときは、退職手当が支給されます。なお、退職手当の支給対象となった場合、雇用保険の被保険者資格を喪失します。
- ③ 1年ごとの再度の任用時に昇給します（上限あり）。

### (2) 勤務時間、休暇等

|      |  |
|------|--|
| 勤務時間 | 週38時間45分（1日7時間45分×5日）<br>午前8時00分から午後4時30分まで（うち休憩時間45分） |
| 週休日等 | 土曜日及び日曜日、休日（祝日、12月29日から1月3日まで）                         |
| 休 暇  | 年次有給休暇20日、夏季休暇、忌引休暇、産前・産後休暇等                           |
| 福利厚生 | 健康診断（年1回）、職員互助会（任意加入）                                  |

### (3) 健康保険等

共済組合短期給付等（健康保険相当）、厚生年金保険、雇用保険に加入します。任用2年目からは、厚生年金保険から共済組合長期給付に変更となります。なお、雇用保険は退職手当の支給対象となるまでの加入です。

## 7 申込手続

|      |  |
|------|--|
| 申込書類 | (1) 明石市職員採用試験申込書 臨時用務員(学校)①、②(本市所定の様式)<br>(2) 受験票・結果通知送付用宛名ラベル(本市所定の様式)<br>(3) 110円切手2枚<br>(4) 返信用封筒(長3サイズ(12cm×23.5cm)) |
|------|--|

※ 外国籍の人は、上記のほかに特別永住者証明書もしくは在留カード、または在留資格が記載されている住民票の写しを提出してください。

|      |     |   |
|------|-----|---|
| 申込受付 | 方法  | 上記申込書類を、 <u>下記の提出先まで郵送</u> してください。  |
|      | 提出先 | 〒673-8686<br>明石市中崎1丁目5番1号<br>明石市教育委員会事務局 教育企画室総務担当(人事給与)  |
|      | 期間  | 受付期間： 2025年12月 9日(火) から<br>2026年 1月 9日(金) まで<必着><br><br>注意等事項：<br>(1) <u>2026年1月9日(金) 必着</u><br>同年1月10日(土)以降に到着したものについては、 <u>いかなる理由があっても受付できません</u> ので、余裕を持って発送を行うようにしてください。<br>(2) 封筒の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書きした上で、郵送してください。<br>(3) 受付期間終了後、受験票及び試験日程等を送付します。<br>同年1月22日(木)までに受験票及び試験日程等が到着しない場合は、下記まで連絡してください。 |

### <申込み・問合せ先・郵送先>

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号

明石市教育委員会事務局

教育企画室総務担当(人事給与)

直通電話：078-918-5056